

【1】研究目的

本研究では、遺伝資源及び伝統的資源の持続可能な利用にむけて、従来の市場を通じて資源から得た利益率の配分の効率性を超えて、多国籍企業・国内企業と地域社会との利益配分の交渉過程に注目し、当事者間の交渉能力や慣習・文化的側面を取り入れた配分の合意形成の「衡平性」を導出する。交渉過程から環境教育の適用の可能性を検討する。

研究の学術的背景

1. 【学術的背景①-今日の生物多様性と遺伝資源の利用の問題】生物多様性は、遺伝資源(Genetic Resources)及び伝統的知識(Traditional Knowledge)によって維持され、過去から現在までその地域において引き継がれてきた人類の共通の財産である。今日、バイオテクノロジーの進展を背景に、主に先進国企業が生物多様性の豊かな途上国で、先住民が伝統的に使用してきた資源を採取し、自国に持ち帰り、資源の保有者の知らないところで研究や医薬品や化粧品等の開発を通じて特許・知的財産権を取得し、利益を独占する状態が問題視されている。外部からの遺伝資源の収奪は、先住民や地域コミュニティの資源利用に制約が生じ、先住民や地域社会の伝統的な生活様式の破壊を引き起こしてしまう。
2. 【学術的背景②:生物多様性条約における課題】遺伝資源の持続可能な利用を実現するために、国際社会では1992年に地球サミットにおいて「生物多様性条約」が採択され、遺伝資源の利用に伴って得られる利益の一部を原産国への還元を保障する「遺伝資源の利益の公正かつ衡平な配分」が規定された(第1条、第8条、第15条)。ただ、課題となるのは、同条約や利益配分の多国間の共通ルールを定めた「ボン・ガイドライン」では、利益配分の衡平性の実現において、どのような利益がいつ、誰に配分されるのか、手続きの解釈について締約国間で隔たりも大きく、また伝統的知識の利用については十分な法制度が形成されていないことである。
3. 【学術的背景③:国内外の先行研究の到達点】今日の利益配分の先行研究では、原産国(地域)の「原材料の供給側としての利益」と、利用国(企業・研究所)の「商品化して得た利益及び開発利益」との間で、原産国に帰属する主権よりも、企業の貢献とする「開発の権利」及び「知的所有権」を優先的保護する国際機関(知的財産権機関・自由貿易機関)の配分ルールに従うことが主張されてきた(Curci, J. The Protection of Biodiversity and Traditional Knowledge in International of Intellectual Property, Cambridge University Press, 2010)。また、②経済的観点から、資源の利潤率(ロイヤルティー等)を定量的に固定化することで、生産一般の「市場メカニズムを通じた利益配分」が分析されている(林希一郎『生物遺伝資源アクセスと利益配分に関する理論と実際』大学教育出版, 2007年)。しかし、先行研究では、利益配分に完全市場、完備契約を前提としているが、実際に当事者の原産地域では完全情報は当てはまらず、文化、共有ルール、慣習と異なる価値が並存している。先行研究では、利益配分の「衡平性」自体が考慮されていないのである。

[2] 研究の内容・方法

1. 研究内容と研究上の問い

研究は1年間行う。研究期間において、利益配分のメカニズムは、利益の範囲、関与する国および利害関係者の特定の状況に大きく依存するので、本研究では、①ブラジルの遺伝資源及び伝統的資源の交渉を事例に、②利益配分の衡平性の規範と環境教育の可能性を探るために、以下の2つの問いに対する回答を出す。

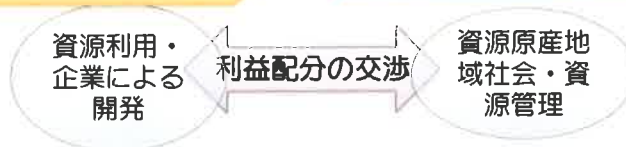
1. 研究の枠組みについて

原産国の遺伝資源に関する法律、取引法、知的財産権法の規定

生物多様性条約、ボン・ガイドライン、国際機関・地域協定における利益配分の規定

問い① 原産国・地域・企業の交渉能力を保障する規範

問い② 衡平性の規範と環境教育の可能性



2. 研究方法

(ア) 既存の利益配分の枠組みの批判的検討: 途上国の遺伝資源・伝統的知識へのアクセス及び利益の配分枠組みを締約国会議先行研究からレビューし、交渉当事者の交渉能力の差異及び、文化的多様性の観点から既存の利益配分の枠組みを批判する。

(イ) 事例研究: 利害当事者を描写・分析するためにブラジル原産の「プリプリオカ(Priprioca)」の遺伝資源を香料製品の原料として採取している多国籍企業基礎化粧品メーカー「ナトゥラ社(Natura)」とパラ州ベレン市のエルベイラスの地域コミュニティ・組合組織との間の利益配分に係る交渉・慣習と契約について、州政府の開発レポート、文献から検証し、当事者間のインタビューを実施し、当事者の慣習、客観的な交渉能力を抽出する。現地調査が中心となる。

(ウ) 実証分析: 生物多様性条約及び、ブラジルにおいて2001年に施行した「遺伝資源関連する伝統的知識及び技術移転に関する暫定措置令(2186-16号)」(Medida Provisória nº.2186-16)を用いて資源へのアクセス・利益配分の枠組みと、州・地域の伝統的知識の特別措置の交渉規定と、環境資源のアセスメントを整理する。

(エ) 実証分析: 平成24年度に現地でのインタビューや、資料や交渉情報から得られた交渉過程と枠組みを整理する。整理した交渉過程において情報の非対称性や情報の不確実性が生じている場合に、当事者の交渉能力の差異について、差異が生じる背景、要因、交渉に及ぼしている影響を明らかにし、また交渉能力の衡平性を保障する条件を考察する。

(オ) 伝統的知識・環境資源を取り扱う企業内の環境教育の実践についてインタビュー調査する。

【3】結論・考察

持続可能な伝統的知識の利用を目指すために、途上国の伝統的知識を保有するコミュニティと利用者(企業)の間の交渉を通じた衡平な利益配分のあり方を考察した。

1. 研究背景:伝統的知識の位置づけと問題意識

生物多様性条約の発効以前、遺伝資源は「人類の共通の財産(human heritage commons)」という概念のもとで捉えられ、誰でも制限なく利用でき、原産国・地域に利益配分を考慮する必要はなかった。1992年の生物多様性条約の発効を契機に、「人類の共通の財産」の概念は終息した。同条約の第3条において、遺伝資源はそれが存在する国に帰属し、他国は何の権利も行使することができないとされた。

遺伝資源の利用をめぐる問題となるのは、先進国の製薬会社やバイオ産業が、遺伝資源の豊富な地域の資源へ出向き、無断で資源を入手、製品化、販売し、さらに特許権等の知的所有権の取得を通じて利益を独占する一連の行為である。このような企業等による無断の資源利用について、原産国内は許可を得ない行為、補償のない利用行為とみなしている(Gian Carlo Delgado 2002, 299)。途上国を中心とした国際社会では一連の行為をバイオパイレシー(bio-piracy)と批判している。バイオパイレシーの定義は確立していないが、インドの環境運動家、バンダナ・シバ(Bandana Shiva)は、伝統的知識の無断利用と知的財産権の取得について、伝統的知識を維持していきたく慣習や規律が失われ、同地域産業の消滅の脅威、本来の伝統的知識の所有者である原住民の生活の破壊につながる不正行為と非難している(シバ 2002, 145)。

2. 事例分析

伝統的知識は先住民及び地域社会内の慣行・慣習であるが、狭義において先住民及び地域社会において伝承され、維持されてきた生物遺伝資源である。伝統的知識の中には商品開発や研究投資に不確定要素の大きい企業にとって、複数の知識の組み合わせが有用な情報・技術(バイオテクノロジー)への発展や、新たな科学的発見につながる場合もある。また、伝統的知識の商用化が国内産業に発展する場合もあり、地域社会に利益をもたらす可能性は大きい。豊富な生物多様性を有するブラジルでも、伝統的知識を試料として収集する多国籍企業は少なくない。ブラジル国内の企業も例外ではない。国内の基礎化粧品業界で24.6%(国内第1位)の市場シェアを占めているナトゥラ・コスメティクス社(以下、ナトゥラ社)は伝統的知識を原料として利用する代表的企業である。ナトゥラ社は伝統的知識に着目し、2000年にブラジル固有の生物多様性と、貴重な伝統的知識を原材料とした自然派化粧品のラインとして、「Linha EKOS(リンニャ・エコス)」(以下、「エコス」)を創設した。

以下では、エコス製品に取り扱われている伝統的知識、カヤツリグサ科「プリプリオカ(Priprioca)」の利用をめぐるアクセス及び利益配分の取組みについて、ナトゥラ社と地域社会の交渉過程から検討したい。

プリプリオカの根は、主に南米アマゾン地域北部に植生しており、古くからの南米地域一帯で薬や芳香(入浴の香り)として用いられてきた伝統的知識である。ナトゥラ社がプリプリオカを知ったのは、2001年にアマゾン地方のパラ州ベレン市内の歴史文化的なルーツをもつマーケット「ベル・オ・ペソ(Ver-o-Peso)」にて、製品に配合する植物の情報収集活動していた時である。ナトゥラ社の広報担当者がマーケット内の「エルベiras(erveiras)」と呼ばれるハーブや香料を売る女性たちに出会い、エコス商品の販売促進のためにドキュメンタリーを作成した。ドキュメンタリーでは、エルベirasがプリプリオカの香りを紹介し、ハーブの種類、ハーブから抽出したエッセンスオイル等の抽出方法や伝統的な採取方法、香料の配合などのインタビューを通じて、ブラジルの伝統的知識の多様性の豊富さが報告された。ドキュメンタリー作成以降、ナトゥラ社は、エコス製品としてプリプリオカの香水・石鹸等を開発し、採取過程の技術及び香料の配合に特許権を取得した(Philippe Rommez 2007)。一方で、エルベiras等は、インタビューの数年後に、認識しないところで自身の声や肖像権がドキュメンタリーの資料として使われ、特許が取得されたことを知った。2005年に、エルベirasはナトゥラ社に対し、パラ州の弁護士会を通じてプリプリオカを知らなければ、本来得られてなかった利益の配分を請求した。

2.1. 考察①:利益配分の衡平性の制度的課題

プリプリオカを原料とした製品開発の時に、ナトゥラ社はエルベirasとの間で伝統的知識へのアクセス及び利益配分に関する契約を結ばなかった。ナトゥラ社はベル・オ・ペソ市場組合と口頭で利用許可を得ていたので公正な手続きを経ていると主張した。地方都市の市場で薬草を販売していただけたエルベirasをプリプリオカの保有者ではないという理由から利益配分を拒否したのである(Anita Campos Jacob 2007)。ナトゥラ社から技術移転や製品販売の利益が還元されず、エルベiras等には不衡平感を感じていた。当時のプリプリオカの利用をめぐる交渉では、同時期に公布された「遺伝資源に関連する伝統的知識及び技術移転に関する暫定措置令2186-16号」(2001年8月24日)(以下、措置令)に基づいて、ナトゥラ社による行為がバイオパイレシーにあたるのか否かが問題となった。バイオパイレシーの判断には、利益配分の実施においてエルベirasが伝統的知識の保有者にあたるのか、そして、配分される利益の妥当性について課題となる。利益配分の実施には、利害当事者の範囲と利益配分の内容が明らかでなければならない。

措置令には、「地域経済への貢献」及び「健康や安全に関する研究」を目的としたバイオプロスペクティング(資源探索活動)のみならず、科学的・商業的利用目的から得られる経済的利益の配分に関する規定が含まれている。遺伝資源のアクセスには、環境省に設置された遺伝資源管理委員会(CGEM)による事前の同意(Prior Informed Consent)を必要とし、伝統的知識へのアクセスには先住民や個人、地域社会の合意が義務付けられている。そして、利用者が遺伝資源利用の公正な手続きを確保するために、アクセス及び利益配分の契約内容が詳細に規定されている。

以下では、暫定令を前提に、ナトゥラ社とエルベirasとの間の交渉から、利益配分の内容について明らかにする。プリプリオカがすでにブラジル北部で芳香として広く普及されている資源であり、伝統的知識が公知情報(パブリックドメイン)であるので、保有者及び地域社会の特定が困難だとして、エルベirasは排他的な所有権を有していないとナトゥラ社は主張した。

確かに、伝統的知識の多くがプリプリオカのように「普及された遺伝資源」である。普及された伝統的知識は、資源・慣習の開始時期や発見時期が不明確であり、国によって伝統的知識の定義が異なり、地域社会や先住民が資源の排他的権利(所有権)を主張するのは難しい。措置令では、利益を配分する当事者について次の通り定義されている。すなわち、「個人及び地域社会」とは、「キロンボ(黒人奴隷制度時代の子孫)を含め、継続した世代を通じて、独自の慣習によって伝統的に組織され、社会・文化的制度を維持し、文化的状況から区別される人間集団」とされている。当事者が文化や慣習を集団的権利として共有されているか否かは、伝統的知識の利用実態からの判断に委ねられる。つまり、措置令では「普及された伝統的知識」の保有者が交渉ごとに異なる可能性を残しているのである。

プリプリオカの利用について、エルベirasを支援するNGOは、文化・歴史的背景から伝統的知識の保有の程度(時期・量)が役割に応じて異なるとして、保有者の範囲を広く解釈する必要性を強調した。NGOは、彼女等が伝統的知識である種子、樹皮等の採取を直接的に採取しなくても、地域特有の薬草・香料を販売するのみならず、100年以上も親から子へとハーブの種類の知識、慣習を受け継いできたコミュニティであると説明し、措置令に基づいた「保有者」に該当すると主張した。さらに、CGENに対して伝統的知識の文書化や登録制度を求め、エルベiras等に対して利益を配分するようにナトゥラ社に要請したのである。NGOによる支援の結果、エルベirasがプリプリオカの利益配分の当事者として認められた。そして、ナトゥラ社はプリプリオカを原料とした製品の原料出所表示に、エルベirasの役割について明記したのである。

また、利益配分を実施するためには、配分されるべき利益の範囲の設定が必要になる。交渉当初、ナトゥラ社はエルベiras等が伝統的知識を利用している人たちのイメージとして当社の宣伝用に肖像権を利用しただけであると主張した。インタビューを受けた6名のエルベiras等に対して、彼女たちの声と肖像権に対する支払いにとどまった。利益配分の交渉時に、ナトゥラ社によるエルベirasに対する支払は妥当であるかについて論点となった。

措置令において配分対象の利益は、資源を用いて開発された商品及び工程から生じる「非金銭的利益」と販売から得られる「金銭的利益」に区分できる。すなわち、「非金銭的利益」とは、新技術へのアクセスと技術移転、研究開発段階の雇用創出、原産国の人的資源の研修や教育(専門家の育成)が含まれる。また「金銭的利益」とは、遺伝資源及び伝統的知識を利用し、開発段階及び製品販売段階のロイヤルティが主に含まれる。そして、利益配分の範囲については、当事者の交渉に委ねられている(第25条)。

エルベirasに支払われた内容は、商品の売上げから比較すれば少額であり、商品から得られた利益とはほど遠い額であった。ナトゥラ社がエルベiras等を自社のイメージアップの宣伝と売上げのために便乗利用し、彼女等はナトゥラ社から十分な恩恵や伝統的知識の利用に対する利益も配分されなかったといえる。利益の範囲が明確になるのは商品化後であり、特許出願は製品化に先立って行われるのが常であるので、出願時点で配分利益を確定するのは難しいからである。エルベirasはナトゥラ社に対して、商品の売上げ(ロイヤルティ)、及び製品開発の特許権取得から得られた収入(派生的な利益)も配分利益の範囲に含めることを請求した。

措置令において伝統的知識に対する特許権の付与は原則禁止されている。伝統的知識に対する特許取得は資源の私有化を意味し、従来の先住民が共有してきた慣習と規律が失われ、地域社会の伝承されてきた生活に破壊的な影響を及ぼすからである。一方で、ブラジル特許商標庁(INPI)との関連で、事前に地域社会・先住民の承認を得ていれば伝統的知識を利用した製品開発に対する特許権の取得は許容されており(第41条)、バイオパイレシーにあたらないとCGENでは理解されている。ナトゥラ社は、プリプリオカを原料した香料配合、有効成分の抽出、分析等の開発に対して特許権を取得した。特許は、ナトゥラ社が研究開発過程で多額の資金を投入して得られた成果物(知的創作物)といえるため、長期的に配分される将来の金銭的利益と位置づけられる。ナトゥラ社はエルベirasの貢献に応じて利益の配分の範囲を決定することで、当事者の合意の下で交渉を終えたのである。

2.2. 考察②:利益配分の交渉過程の衡平性

交渉の衡平性を担保するための制度的課題を考察する。遺伝資源・伝統的知識の利用をめぐる交渉において問題となるのは、利益配分の当事者の範囲、配分利益の内容を決定するうえで、当事者の交渉能力及び情報に格差がある場合である。当事者の利益を決定する資源の品質や価値等の情報に関して格差(すなわち、情報に非対称)がある場合に、利益配分の契約において公正な手続きが保障されないからである。情報の非対称とは、例えば、利用者(企業)が資源の潜在的価値や利用方法を知らないが、原産国・地域は知っている場合である。実際に、企業が遺伝資源及び伝統的知識に内在する情報や経済的価値を明らかにしていないことが多い。原産地域が低質な資源を提供し、企業が遺伝資源を採取して最終的な商業的製品の開発期間に10年以上も時間を費やし、莫大な研究開発費用の投入や開発・製品化の失敗といったリスクを負う可能性が十分にある(林2007, 73)。一方で、企業は資源の利用価値を知っているが原産国・地域は知らない場合に、原産国に対して資源を無断で採取したり、または実際の利益より安価な価格で配分したりしかねない。当事者の利益配分に不衡平な問題が生じる。さらに、利用者及び原産国・地域がともに資源価値を知らない場合に、過剰な採取が促されるかもしれず、持続的な資源の利用が困難になる。これらの情報の非対称の問題を回避するために、具体的に、当事者間が資源に関する情報を開示し、そして製品化過程において、期待利益を算出することが求められる。したがって、利益配分の交渉において、必要な量と品質の遺伝資源を適切、かつ確実に当事者で掌握することが、資源へのアクセス・利用を保障し、利益配分の衡平性が担保されるのである。

3. 提言:企業の倫理的なバイオトレードを目指して:環境教育の適用の可能性

今日、遺伝資源・伝統的知識の商業利用は、国境を越えたバイオトレード(資源貿易)である。企業によるバイオトレードは、資源原産国の原料調達以外にも生産・消費・廃棄の各段階において生態系へ影響を及ぼすといえる。以下では、ナトゥラ社の自主的な倫理的なバイオトレードの実践について紹介し、企業による生物多様性の保全と、持続可能な利用を促す役割と環境教育の提案の可能性を提案する。

企業による生物多様性条約を遵守する取組みを促すために、1996年に、国連貿易開発会議(UNCTAD)は、環境配慮した製品やサービスを取り扱う中小企業を支援する「バイオトレード・イニシアティブ(Bio Trade Initiative)」を提起した。バイオトレード・イニシアティブには、生物多様性の保全、地域の開発、貧困緩和をリンクさせるために、企業による遺伝資源及び伝統的知識へのアクセスと利益配分の取組みが規定されており、「企業の社会的責任(CSR)」の観点から過剰な資源の利用に対する自主的規制を促している。具体的にバイオトレード・イニシアティブを支援する団体として、企業や、非営利会員をベースとした「倫理的バイオトレード・ユニオン(Union for Ethical Biotrade)」(以下、UEBT)が2007年から活動している。UEBTは、企業の持続的な遺伝資源の資源調達と、小規模生産者を含むサプライチェーンの構成員が最終製品の販売から得られる利益の確保を目的に、中小企業に資金を支給して、倫理的なバイオトレードを支援している。UEBTに加盟する企業が増えることで、中小企業や地域社会が持続可能な資源調達に関与し、資源提供者(供給者)の収入の創出が期待されている。

ナトゥラ社はエルベirasとの交渉をきっかけに、UEBTに加盟し、自主的に倫理的なバイオトレードを実施するために、次の3つの利益配分に関する指針を公表した(Natura Report 2009)。UEBTの加盟は、ナトゥラ社の環境教育の一環でもある。第1に、遺伝資源・伝統的知識へのアクセスの事前合意、及び利益配分を資源提供国・地域社会へ配分することである。具体的に、製品のロイヤルティの0.5%を地域社会へ還元し、そして研究成果の共有化に努める。第2に、地域社会の経済活性化と、彼らの自立的発展のために投資することである。地域の開発のために、国際的な森林管理議会(FSC)による森林認証を取得して、地域の森林・生態系の保全管理を展開する。第3に、原材料供給者とのパートナーシップを締結し、資源の保全、生産・栽培技術の指導を支援することである。地域社会に持続可能な供給へのモチベーションを維持するための働きかけが含まれている。企業の生産、消費、廃棄について企業内で環境問題を学ぶことにより、環境に対する意識が高まり、そして、倫理的なバイオトレードの理解は一層深まったと、ナトゥラ社の広報部は述べていた(聞き取り調査より)。

ナトゥラ社における環境教育は、倫理的なバイオトレードの取組みの指針を学び、自ら公表することである。ナトゥラ社による環境教育の実践は、消費者や投資家に対して環境に配慮した企業のイメージを生み出した。ナトゥラ社にとって企業における環境教育は、生物多様性条約を遵守しているリーディングカンパニーとしての認知度を向上させるはたらきがあった。企業による倫理的なバイオトレードの実践を環境教育に取り入れることで、生物多様性の保全、あるいはフェアトレード商品に関心の高い消費者に対して、生物多様性の保全の理解を深めるきっかけとなる。

今後、企業の中で途上国における伝統的知識の持続可能な利用を目指した利益配分のメカニズムの構築が期待される。また伝統的知識は先住民や地域社会が長い年月を経て獲得してきた知識(生物資源の栽培、活用、採取)であるため、先住民・地域社会の保全・継承に対する貢献を評価するとともに、地域の文化・人権保障も考慮に入れた利益配分が望ましいといえる。持続可能な利用にむけて、企業が自主的な倫理的なバイオトレードを「規範化」とすることで、先住民及び地域社会とともに、どのように社会的責任を果たすのか、衡平な利益配分の仕組みを考え、地域社会の中で環境教育を普及することが今後の課題であろう。